# 令和3年1月施行 著作権法改正 「侵害コンテンツのダウンロード違法化」等













2021年1月20日

### 0. はじめに

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が、第201回通常国会において、令和2年6月5日に成立し、同年6月12日に令和2年法律第48号として公布されました。

本改正では、インターネット上の海賊版対策の強化を目的とするリーチサイト対策及び侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の見直し および著作物利用の円滑化を図るための措置 そして著作権の適切な保護を図るための措置 が講じられています。このうち令和2年10月1日施行のリーチサイト対策および著作物利用の円滑化を図るための措置等の改正事項については令和2年10月20日弊所発行資料で紹介しました。

本資料では以下令和3年1月1日施行日の改正事項について紹介します。また、プログラムの著作物に関する登録の特例に関する法律に関する新たな改正も簡単に紹介します。

#### 著作権法の改正内容

インターネット上の海賊版対策の強化

- (1) ダウンロード違法化の対象範囲の見直し
- 著作権の適切な保護を図るための措置
  - (2) 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化
  - (3) アクセスコントロールに関する保護の強化

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の改正内容

(4) プログラムの著作物に係る登録制度の整備

※こちらの資料の詳細版をご希望の方はお気軽にご相談ください。

1

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

#### 【連絡先】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

• 大阪法務戦略部長 :八谷 晃典(大阪本部在籍)

• 東京法務戦略部長 : 石黒 智晴(東京本部在籍)

• TEL (大阪): 0 6 - 6 3 5 1 - 4 3 8 4 (代表)

• TEL (東京): 03-3433-5810 (代表)

• E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

#### 【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

#### 【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

## 【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ <弊所総合ウェブサイト>:http://www.harakenzo.com
- ・ <商標専門サイト> :http://trademark.ip-kenzo.com
- ・ <意匠専門サイト> :http://design.ip-kenzo.com
- · <弊所法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment